

畜産会

経営情報

NO. 416
令和6年7月20日公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association〒101-0021
東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第25回)
～岡山県における畜産特別資金借受者への取り組み～
(一社)岡山県畜産協会 砂原 一彦

2 畜特資金情報

令和6年度畜産特別資金融通事業の実施について
(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第25回)
～岡山県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(一社)岡山県畜産協会 砂原 一彦

前回、経営改善指導体制について紹介しました。今回は、関係機関が一体となって、改善指導に取り組んでいる事例を紹介します。

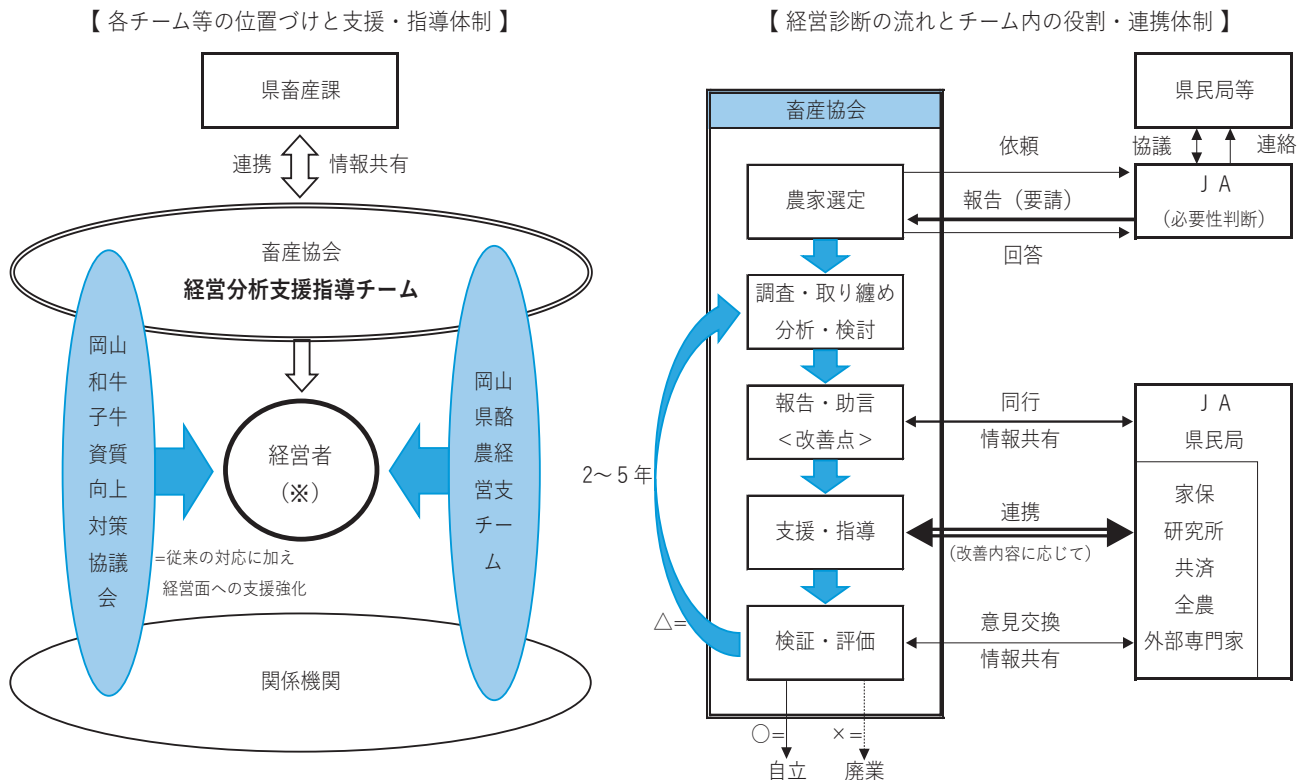
事例紹介

本県における畜産特別資金等推進指導事業は、岡山県畜産特別資金借受者指導協議会で、経営改善に向けて関係機関が一体となり、畜産特別資金借受者指導2件、経営診断10件、合計12件への指導に取り組んでいます。そのうち、畜産特別資金について、近年貸付はありませんが、対象2件については、

経営改善の参考例となるよう各地域の指導機関を中心に資金借入者の経営が安定するまで見直し期間終了後も経営改善指導を継続するなど濃密な指導を実施しています。併せて、経営の状況を定期的に把握し、経営悪化で資金繰りが厳しくなり、畜産特別資金を借り受けることを未然に防ぐため、県からの委託事業である畜産経営技術高度化促進事業にも取り組んで実施しています(図1)。

現状、飼料価格の高止まり、物価高など経営は苦しい中で支出を抑える以上に収入を増やすことが重要です。そのことを踏まえて指導に取り組んでいます。借受者指導協議会で

(図1) 体制図



は、改善計画との実績比較や資金繰りの確認や予想を行い、関係機関からの指導を受けており、新たな取り組みへのアドバイスや効果の検証や修正点などの相談を行っています。地域の支援機関は、四半期ごとに指導状況を取りまとめ、畜産協会経由で協議会構成員と内容を共有することとしています。

その中で、今回の畜産特別資金借受者に対する2件（A農場、B農場）の指導状況としては、特徴のある指導を実施していますのでその事例を紹介します。

指導状況

(1) A 牧場（酪農経営）

借受者指導協議会では定期的に家族会議を開催し、改善計画との実績比較や資金繰りの

確認や予想を行っています。その中で、令和3年度から実施している暑熱対策や令和4年度から実施している県産トウモロコシの利用について、地域の支援機関において効果を確認するよう依頼しています。その中でも、経営改善を図るうえで夏季における乳量の減少が危惧されることから、重点的に暑熱対策に取り組んでいます。

県内の畜産経営において暑熱対策の実績がある企業に依頼して、屋根に散水を行うためのスプリンクラーの設置、併せて送風と換気扇の角度等のチェックを行いました。その後、岡山県酪農経営支援チームの構成員（酪農協、家畜保健衛生所、県民局、畜産協会等）および施工業者で、牛舎内の温度測定や牛の観察等の検証を行っています。

その取り組み内容は次のとおりです。

1. 取り組みの概要

5～6月に牛舎内の温度調査を実施したところ、牛舎内の通路中央部付近で他の部分よりも温度が高くなっており、特に午後の時間帯には、外部と比べて7～9℃高くなることもありました。

原因として、舎外の舗装部分（アルファルト）での輻射熱が舎内に流入し、通路中央部分で滞留していることが考えられました。

2. 対 策

- ①スプリンクラーを設置し、舗装部分への散水により輻射熱を抑える対策。
- ②通路上部に送風機を2台設置し、舎内に風の流れを作出。

3. 検証の方法

7月下旬～9月上旬に、牛舎内の4ヵ所（通路2ヵ所、牛舎外側2ヵ所）にデータロガー（おんどとり）を設置し、温度測定（1時間間隔）を実施。

4. 検証結果

気象データから、測定期間で特に気温（最高気温、最低気温または平均気温）が高かった日のデータを抽出して比較したところ、通路部分測定地点の温度は牛舎外部測定地点と比べ、1日を通じておおむね低く推移する傾向が見受けられました。このことから、目的である通路部分（特に中央部）の日中の温度上昇を抑えることに対し、今回の取り組みは効果があったと考えられました。

暑熱対策実施により、乳量がアップしたかどうかは今後も検証が必要ですが、作業中の環境は良くなっています。

（2）B 牧場（酪農、繁殖和牛の複合経営）

本農場については酪農経営を行っています。平成22年頃から和牛繁殖も取り組むようになりました。経営改善を図るうえで、酪農経営では1頭当たりの乳量が低いこと、和牛繁殖経営では、分娩間隔が長く牛販売価格が低いことが懸念されるなど、図2に示したとおりの現状と課題があり、酪農分野、和牛繁殖分野それぞれに重点をおいて指導巡回を行っています。

1. 和牛繁殖の巡回指導

目標として「子牛市場での販売価格を県平均以上にする」とし、取り組みしやすい問題点から提案し改善を図っていきましました。

- ①体測（年度初めに体測牛を選定。体測牛がセリに出荷されるまでの発育を確認。グラフや表にすることで視覚的に分かりやすい形で提示）
- ②協議（給与量の聞き取り、牛舎内の環境（水、牛床、風通し）のチェック。体測結果により指導）
- ③情報提供（直近の子牛セリ市況や各種情報提供）

2. 酪農の巡回指導

目標として「経産牛一頭当たり年間搾乳成績8,100kgを持続」とし、和牛と同様に取り組みしやすい問題点から提案し改善（年間5～6回実施）

- ①搾乳牛の脂肪酸データや牛検データを参考に、栄養状態を判定。搾乳日数が長く、種がついていない牛に関しては整理を推進。
- ②給与量の確認や、牛体・畜舎の清掃、搾乳手技等、問題のある箇所の原因を探し

(図2) 農場の現状と課題

目標	課題	予想される原因	詳しい現状	対策(案)	
経営向上	子牛の事故が多い	牛舎の環境	換気が悪い	換気扇の増設	酪農・肉用牛共通
			過密	除糞をこまめに	
		個体管理方法	発育不良	頭数の整理	
				牛舎のレイアウト検討	
	分娩間隔が長い	発情の見落とし	発情発見率	水が飲める群飼にする	
				ファームノート	
		種が付かない	母牛の状態	獣医師との連携	
				観察時間、回数	
	飼料費が高い	購入飼料が多い	収量不足	ボードやスマホでの管理	
				飼料の見直し	
		自給飼料の品質	草地更新を計画的に		
				品種を検討	
	乳質ペナルティが多い	搾乳手技	牛床の汚れ	牛の整理	
		搾乳機器管理		ライナーゴム交換、分解洗浄	酪農
		牛舎管理		飼槽の掃除	
		牛の汚れ		しっぽ吊り	
	子牛価格が平均以下	子牛の管理	発育不良	カウトレナー	肉用牛
			血統改良	エサ・牛舎環境	
				受精卵移植	
				計画的な母牛更新	

出し、対策案を提出。

③取り組み事項として、令和3年度以降にさまざまな取り組みを提案して実施している。

R3取り組み：サシバエ対策（サシバエトラップや牛舎周辺の草刈等）

R4取り組み：しっぽ吊り（しっぽ吊りしている牛は、背中・おしりの汚れが少なく、効果が見られるが継続して貰えず。）PG等による同期化→

種付、飼槽改善

R5取り組み：プレミックス給与（ビタミンA・E、重曹、ミネラルを混ぜた飼料）

酪農・和牛繁殖共通として、いかに手間のかからないことをすすめていくかが重要であり、また、多くのことを一度に提案しても難しいため、一つ一つ取り組んでもらい、経営向上を目指すこととしています。

指導実施している2戸の農家においては、牧場の改善以外の要因に対しての向き合い方も難しく、牧場経営の他に農作業なども行っ

ていて、使える作業時間がそもそも少ない状況にあり、また親子間の関係性も複雑な経営体で、指導機関としてどこまで踏み込むべきかが難しい状況にあります。

今後の指導

農家ごとに経営の改善を指導していますが、まだ改善の必要があるため、今後も指導を継続することが必要です。

以上提示した2件の指導事例ですが、改善に時間を要し、現在の取り組み成果が数字として現れてくるまでにはまだまだ時間がかかります。そのため、直近の肥育成績や現在の

取り組み状況とその変化を把握して、今後の成績動向などを情報共有していくことが重要です。

また、取り組んでいることに対してはしっかり検証・評価しながら、改善すべき点も指摘して指導をしていき、労働力不足や飼養管理技術が確立されていないうちは関係機関からの指導が必要です。

畜産物価格の低迷や飼料価格の高止まり、物価高など厳しい畜産情勢に対応していけるよう、この事例を参考として、今後もさらなる指導に努めていきたいと考えています。

(筆者：(一社)岡山県畜産協会 経営指導部 経営対策班 参与／総括畜産コンサルタント)

中央畜産会の刊行図書

農場 HACCP 様式集

—令和6年度版—

A4判183ページ (CD-ROM 付き)



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和6年3月までの受講者は4,726名となっています。

また、令和6年4月時点では460農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正（令和4年7月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlja.jp URL <http://jlja.lin.gr.jp/>

価格
4,950円
(税込)
※送料別

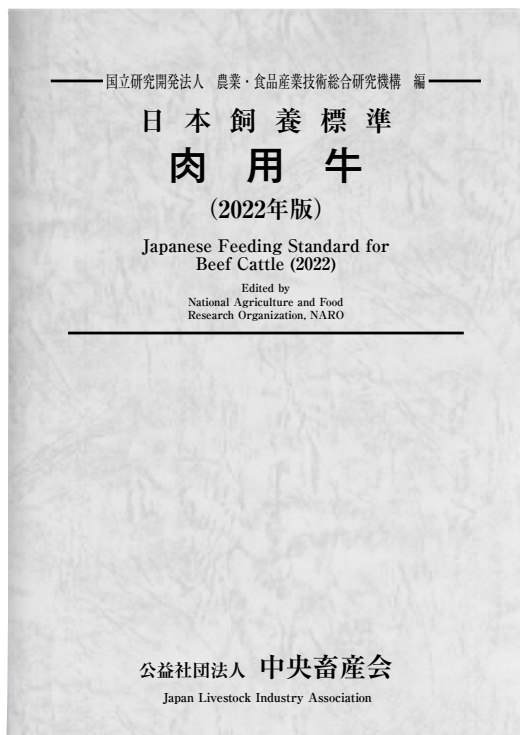
●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

2 畜特資金情報

令和6年度畜産特別資金融通事業の実施について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1. 事業の概要

本事業は、負債の償還が困難な酪農経営、肉用牛経営または養豚経営に対し、長期・低利の借換資金（以下、「大家畜・養豚特別支援資金」という）を融通する融資機関に対し利子補給金を交付するとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う事業であり、事業実施期間（貸付期間）は、令和5年度から令和9年度までとなっています。

大家畜・養豚特別支援資金は、借入希望者による経営改善計画の作成とその継続的な見直しを要件に、畜産経営のために生じた借入金（元本および利息）のうち償還が困難になった借入金の借換えを行うため、次に掲げる資金を融資機関や県団体等による経営指導の下、融通するものです。

(1) 経営改善資金

畜産経営のために生じた借入金の毎年の約定償還金のうち償還困難な額の借換えを行うための資金で、①経営改善計画の作成→②資金貸付→③経営改善のための取り組み→④実績点検→⑤改善→①'修正計画の作成→②'資金貸付・・・と反復・継続（ローリング）して、資金融通が行われます。

また、この間、融資機関および県団体等による経営改善計画の達成状況の確認や達成に向けた指導が行われます。

なお、事業実施期間の最終年度（令和9年度）については、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると認められる場合には、必要な限度において既往借入金の一括借換えが可能となっています。

(2) 経営継承資金

円滑な経営継承を図るため、後継者が経営を継承すると認められる経営について、必要な限度で、既往借入金の残高を一括して借換えを行うための資金です。例えば、多額（多数）の負債を抱え、その償還が困難となっている経営において、このことが要因となって後継者への経営継承が進まないような場合、償還困難な既往借入金について必要な範囲内で一括して借り換えることにより、負債の一本化と毎年の償還圧を軽減することにより、経営改善と経営継承の円滑化を図るものです。

2. 留意事項

(1) 推進方針

ア 融資機関を始めとする県団体等は、大家畜・養豚特別支援資金を必要とする畜産経営の経営改善を的確かつ早期に達成するため、次に掲げる事項等を考慮し、資金借入者ごとに最も適切な経営・技術

の指導を行います。

(ア) 資金借入者は、生産技術等について課題を抱えていること等から、要因分析と当該課題の解決に向けた具体的な改善方法等を提示すること。

(イ) 資金貸付後も資金借入者の経営が安定するまで、経営改善指導を継続すること。

(ウ) 借入者が自律的な経営管理ができるようにするため、借入者自らが収支管理できるよう指導すること。

なお、収支管理とは、会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書および貸借対照表をいう。以下同じ）またはそれと同等の書類（以下、「財務諸表等」という）の作成および当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいいます。

イ また、県団体等は、当該都道府県内において本事業が必要であると思慮される大家畜・養豚経営の早期把握に努めるものとします。

畜産経営をめぐる現下の諸情勢を踏まえると、本事業を必要とする畜産経営者の経営状況を早期に把握するとともに、必要な対策を早期に講じることが一層重要となっています。

(2) 借入希望者の要件等

ア 借入希望者の要件

(ア) 借入希望者本人が、経営改善計画の別紙に記載されている借入者の要件や留意事項等を理解した上でチェックを入れて提出すること。

なお、融資機関は、借入者がチェック項目を理解できるよう、本資金制度の趣旨・内容を丁寧に説明してください。

(イ) 借入希望者は、大家畜・養豚特別支援資金を借り入れた後、償還が終了す

るまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜（養豚）経営部門および経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること。

(ウ) 借入希望者で配合飼料価格安定制度に加入していた経営は、継続して加入すること。なお、経営改善計画に配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（写し）を添付して融資機関に提出すること。

イ 融資機関の要件

融資機関は、借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されていない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること。

なお、借入者による収支管理の実施状況の確認状況や借入者に対する収支管理の指導状況について記録した指導記録簿を整備し、償還が終了するまでの間、提出を受けた財務諸表等とともに保管すること。

(3) 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

都道府県知事等は、借入希望者が養豚経営である場合の経営改善計画に係る承認のための審査に当たっては、飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守の意志を確認し、当該借入希望者に同基準の遵守の意志がない場合には審査を行わないものとし、また、同基準に不遵守項目がある場合には、当該借入希望者に対し改善を促すよう努めることとなっています。

(4) みどりの食料システム戦略による環境負荷軽減に向けた取り組み強化

借入希望者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及び解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取り組みについて、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを融資機関に提出することが必要となっています。

また、融資機関は、提出のあったチェックシートの一覧を作成し、大家畜・養豚特別支援資金の貸付実行報告書に添付して、中央畜産会に報告することになっていますので留意してください。

(5) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等の取り扱い

貸越勘定等は、融資機関（農協）において、固定化しないよう適正に管理・運営するとともに、固定化した場合は、その管理・回収を適切に行うことが基本です。なお、固定化したものの解消方法として資金化を選択する場合には、長期資金化を図ることにより、長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要です（複数年間の固定化部分を長期資金化せずに放置し、畜産特別資金による借換えを行うために資金化するのは、適切な資金制度利用とはいえません）。

(6) 事業継承後の取扱い

後継者への経営の継承等により、税制上の畜産経営者が変更となった場合には、必ず融資機関に届け出て、債務者の追加・変更を行うこととし、農業信用基金協会および中央畜産会に変更の届け出

を行ってください。届け出を失念した場合には、代位弁済の諾否に影響を及ぼす可能性がありますので注意が必要です。

(7) 大家畜・養豚特別支援資金の経営改善資金における残高一括借換え

経営改善資金の残高一括借換えについては、本資金の貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、経営改善指導による改善効果が十分得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると都道府県知事等が認める場合には、必要な限度において借換対象資金の残高一括借換えを行うことが可能となっています。

しかしながら、経営改善指導による改善効果が十分に発揮されておらず、経営改善計画の達成が確実と見込み難い場合には、引き続き、約定償還金の借換え（ローリング貸付）を継続し、経営体の経営改善のための意識改革を継続的に促すことが重要となります。

(8) 大家畜・養豚経営改善計画の見直し

ア 資金借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年間（経営改善計画の達成状況を踏まえ、都道府県知事等が認めた場合にあっては1年から25年以内で変更可）にわたり、毎年度大家畜・養豚経営改善計画を見直す必要があります。

イ 見直し期間の終了には、借入者による収支管理が実施されていること、すべての農業負債の約定償還ができていたりまたは約定償還が見込まれることが要件となっていることに留意が必要です。

ウ なお、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合には、都道府県知事等が経営改善計画の承認の取り消し

を行うこととされていることから、県団体等は見直し期間終了後も、約定償還が滞っているなど経営改善計画の達成が危ぶまれる場合には、都道府県知事等と協議の上、引き続き計画の見直しと資金借入者に対する指導を行うものとします。

(9) 貸付利率および利子補給率等

貸付利率は、農業近代化資金の基準金利に基づき、農畜産業振興機構理事長が別に定めます(表1)。また、利子補給率は、基準金利から貸付利率を減じた率に125分の101を乗じて得た率となります。

なお、経営改善計画の作成等の際には貸付時の利率が未定であるため、直近の金利等を参考に経営改善計画の作成指導を行ってください。

(10) 大家畜・養豚特別支援資金の貸付時期

大家畜・養豚特別支援資金の貸付は、原則として5月31日および11月30日

(令和6年度は12月2日)の年2回となっています(表2)。

また、畜産情勢等を勘案して農畜産業振興機構理事長が別に定めることができるとされています。

なお、貸付実行に当たっては、都道府県による経営改善計画および支援計画の承認と、その前提となる大家畜・養豚特別支援資金融通事業計画書の農畜産業振興機構への協議が必要となりますので、貸付案件を把握した場合には前広にご相談ください。

問い合わせ先

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

担当：富永

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

(表1) 大家畜・養豚特別支援資金の貸付利率等

(令和6年6月貸付利率)

	基準金利	貸付利率	利子補給率	自助努力
一般	2.60%	1.40%以内	1.01%以内	0.24%以上
特認	2.60%	1.40%以内	1.01%以内	0.24%以上
経営継承	2.60%	1.40%以内	1.01%以内	0.24%以上

※ 都道府県は、上乗せ利子補給等の自助努力分について、融資機関等地元関係機関と連携し、都道府県内の負担調整を行ってください。

(表2) 資金貸付に係る今後のスケジュール(予定)

	5月貸付分	11月貸付分
1. 中央畜産会による経営改善計画等の事前ヒアリング	4月中旬～4月下旬	10月上中旬
2. 都道府県事業計画書の機構理事長協議・回答	5月上中旬	11月上中旬
3. 各経営改善計画の承認	2の回答後	2の回答後
4. 貸付実行	5月31日	12月2日

- (注) 1 事前ヒアリングは、都道府県知事等の経営改善計画等の承認に先立ち、本事業の関係機関が情報共有し、必要に応じ、参考となる意見や助言等を行うものです。
- 2 事前ヒアリングの事務局は中央畜産会が担当します。また、事前ヒアリングは対面またはWebにより実施します。
- 3 令和6年度は、令和6年能登半島地震による被災農業者等への支援対策として、令和6年4月から12月まで毎月末、貸付日を追加しています。手続きは上記と同様のスケジュールとなりますので、各月の貸付日の1ヵ月程度前までに中央畜産会までご連絡ください。

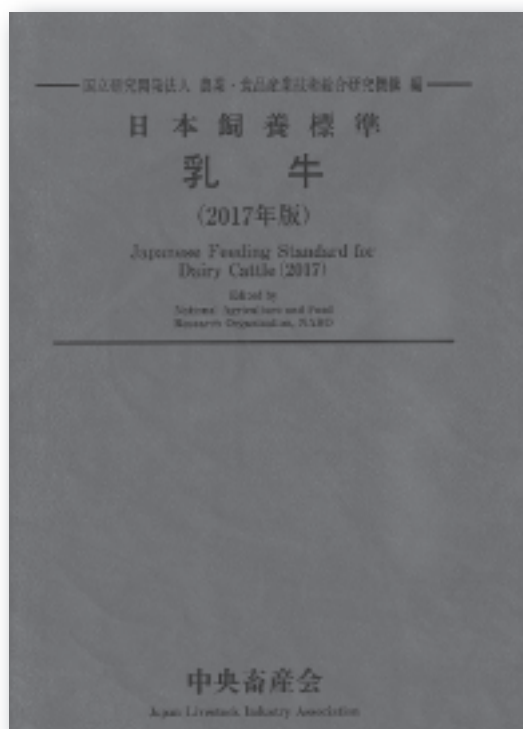
●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・乳牛
— (2017年版) —

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判203ページ 養分要求量計算プログラム(CD-ROM)付き

価格：定価3,850円(税込・送料別)



本書は、最近の飼養成績を幅広く収集し、育成牛と妊娠牛の養分要求量を再検討するとともに、解説を充実させ、泌乳牛や育成牛の乾物摂取量について試験データを基に検討を行いました。

泌乳牛では初産牛と経産牛の区分、泌乳初期の乾物摂取量に補正係数を設けて信頼性を高めました。

乳牛の発育曲線については、膨大なデータを基に検討を行い、新たな成長曲線を提示しました。蛋白質では、分解性蛋白質から有効分解性蛋白質への展開を図り、解説を充実させました。

ふん尿排せつ物に関しては乾乳牛、初産牛、2産以上に分けてふん尿量と窒素量を示すとともに、無機物排せつ物量の低減策を記述しました。

また、飼料自給率向上が求められている状況を鑑み、稲発酵粗飼料などの自給飼料の事項を充実させるとともに、参考資料の充実や、添付CD-ROMの養分要求量計算プログラムのバージョンアップを図り、利用者にとってより使いやすくなりました。

酪農経営者や支援指導者必携の1冊です。

目次	■序章 飼養標準改訂の基本方針および本飼養標準の構成
	■第1章 栄養素の単位と要求量
	■第2章 養分要求量(I)
	■第3章 養分要求量(II)
	■第4章 養分要求量に影響する要因と飼養上注意すべき事項
	■第5章 飼料給与上注意すべき事項
	■第6章 泌乳曲線の平準化
	■第7章 群飼と給与飼料中の養分変動
	■第8章 飼養標準の使い方と注意すべき事項
	■第9章 養分要求量の算定式
	■参考資料1 種雄牛の飼養と発育
	■参考資料2 飼料成分表

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!



必読 よくわかる 「よりよい消毒」

関 令二 著

A4 サイズ 132 ページ
(一部カラーページあり)

関 令二 (せき れいじ)

1927 年生まれ。東京高等農林学校（現東京農工大学）獣医畜産学科卒。同年農林省畜産局入省、各種畜牧場勤務。

1981 年農林水産省退官後、田村製薬(株)・北里研究所客員部長を歴任。獣医学博士。

本書は、国内外の豊富な科学的研究成果に基づき、消毒の基本的な考え方をはじめ場所や物に合わせた具体的かつ適切な消毒の実施方法について解説しています。

農場での消毒にあたり責任を持って実施する立場にある飼養衛生管理者の方々をはじめ、農場の指導にあたる獣医師、畜産技術者の方々に広くお読みいただける 1 冊です。

推薦のことは

本書が、畜産・家畜衛生分野の関係者に広く読まれることで、消毒への正しい理解につながり、日常から畜産現場で活用されることを通じて、「よりよい消毒」が実践され、家畜衛生環境の向上と家畜伝染病対策の強化につながることを強く期待している。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 石川 清康 氏

全体を通じて一貫しているのは、畜産現場での応用という視点であり、長年、消毒にかかわってこられた関先生でなければ書くことのできないユニークかつ優れた著書である。

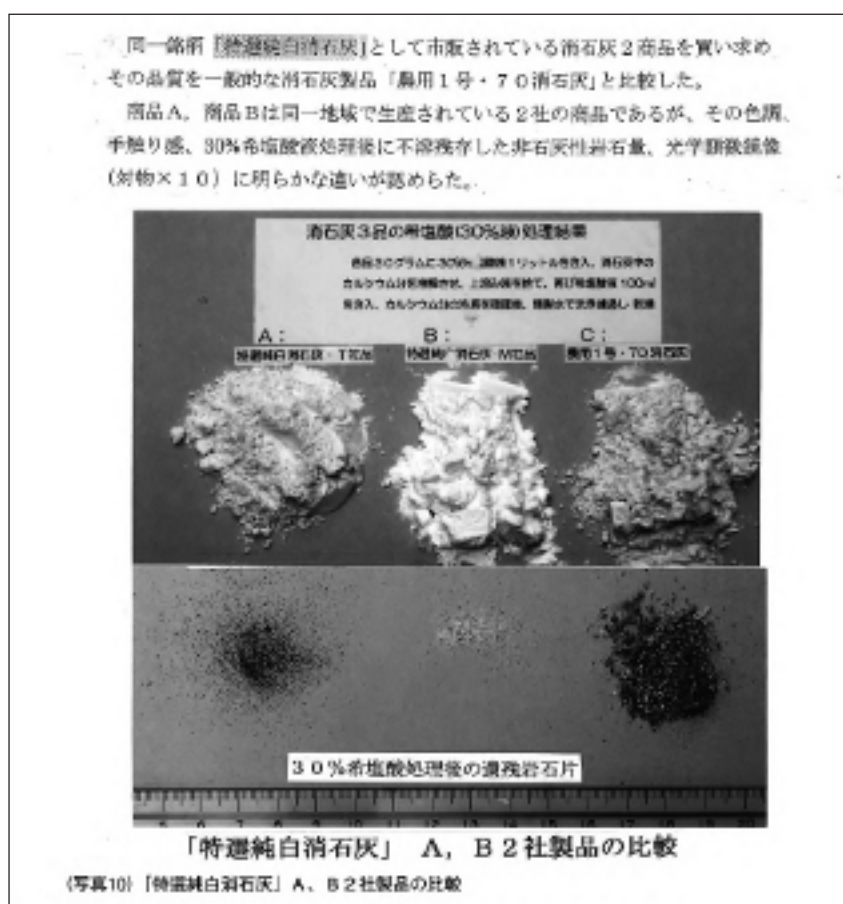
本書が、広く畜産・家畜衛生関係者に読まれ、それぞれの現場で活用され、そこからまた新しい消毒の実践技術が開発・共有され、日本の「消毒」が進歩していくことを期待している。

(一社) 食肉科学技術研究所 理事長 川島 俊郎 氏

必読 よくわかる「よりよい消毒」 主な内容

- ① 畜鶏舎周囲の環境改善の必要性
- ② 畜産現場における水衛生問題とその対応
- ③ 消毒の3原則、濃度・温度・時間+pH
- ④ 消毒資材としての消石灰とその効果 他

カラー写真等を交え分かりやすく解説しています！



お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9 階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 7



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方へもより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

畜産 DX 特集 総集編 養鶏・養豚の今に迫る／
総集編 国際養鶏養豚総合展 2022 / 沖縄県牛の
島、黒島の畜産の歴史 ほか

畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

総集編 若き情熱! 全国和牛能力共進会 特別
区/コントラクターと連携 大分県高田牧場/
総集編 いま国産の粗飼料を支える! ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 7」

URL : <https://jlja.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和6年5月分〕

令和6年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和6年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,120,549 円	1,285,351 円	141,321.8 円	静岡県	1,128,033 円	1,197,792 円	55,783.1 円
青森県	1,119,242 円	1,210,868 円	75,463.4 円	新潟県	1,212,037 円	1,206,978 円	—
岩手県		1,199,228 円	64,987.4 円	富山県		1,185,721 円	—
宮城県		1,229,583 円	92,306.9 円	石川県		1,195,527 円	—
秋田県		1,234,885 円	97,078.7 円	福井県		1,165,216 円	—
山形県		1,193,809 円	60,110.3 円	岐阜県※2	1,429,465 円	1,242,939 円	—
福島県		1,225,307 円	88,458.5 円	愛知県	1,153,311 円	1,192,511 円	28,280.0 円
茨城県		1,240,044 円	93,809.9 円	三重県		1,192,994 円	28,714.7 円
栃木県	1,128,033 円	1,249,491 円	102,312.2 円	滋賀県	1,118,617 円	1,190,153 円	57,382.4 円
群馬県		1,271,551 円	122,166.2 円	京都府		1,230,446 円	93,646.1 円
埼玉県		1,253,456 円	105,880.7 円	大阪府		1,204,064 円	69,902.3 円
千葉県		1,234,014 円	88,382.9 円	兵庫県※2	1,521,958 円	1,247,869 円	—
東京都		1,245,005 円	98,274.8 円	奈良県	1,118,617 円	1,228,308 円	91,721.9 円
神奈川県		1,244,363 円	97,697.0 円	和歌山県		1,172,845 円	41,805.2 円
山梨県		1,213,348 円	69,783.5 円	鳥取県	1,139,425 円	1,229,482 円	74,051.3 円
長野県		1,216,248 円	72,393.5 円	島根県		1,157,866 円	9,596.9 円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,139,425 円	1,158,738 円	10,381.7 円	佐賀県	1,130,317 円	1,182,278 円	39,764.9 円
広島県		1,178,141 円	27,844.4 円	長崎県		1,177,192 円	35,187.5 円
山口県		1,160,745 円	12,188.0 円	熊本県		1,190,867 円	47,495.0 円
徳島県	1,144,033 円	1,185,909 円	30,688.4 円	大分県		1,169,628 円	28,379.9 円
香川県		1,189,362 円	33,796.1 円	宮崎県		1,167,011 円	26,024.6 円
愛媛県		1,129,799 円	－	鹿児島県		1,171,082 円	29,688.5 円
高知県	1,130,317 円	1,079,453 円	－	沖縄県	1,217,645 円	1,150,367 円	－
福岡県		1,183,073 円	40,480.4 円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	764,503 円	754,878 円	－
乳用種	461,771 円	501,009 円	28,314.2 円

- ※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。
- ※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和6年度第1四半期〕

令和6年4月から6月までの算出期間(令和6年度第1四半期)における畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払いはありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、8月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和6年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	47,101 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	42,777 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価※	－(概算払なし)

- ※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。